

愛媛県食品自主衛生管理認証制度実施要綱の構成

	項 目	内 容
第1条	目的	食品関係営業者の自主的な衛生管理手法について一定の水準以上にある施設を認証することで、自主衛生管理の推進や衛生水準の向上を図り、食品危害の未然防止、食の安全安心の確保に寄与することを目的とする。
第2条	定義	「食品関係営業者」「施設」「認証」の定義
第3条	認証の対象施設	食品衛生法の営業許可を要する製造業
第4条	認証の基準	共通基準（管理運営基準、HACCPプランに関する基準）
第5条	申請書類の提出	管轄保健所を経由して提出。 （松山市の施設については薬務衛生課へ提出）
第6条	審査及び認定の手続き	別途要領で定める。（書類審査、現地調査、認証書の交付、更新時の手続きなど）
第7条	認証の申請	認証を受けようとする施設ごとに申請書類を知事へ提出
第8条	欠格要件	認証を取り消された日から2年を経過しなければ申請できない。
第9条	認証の更新の申請	引き続き認証を受けようとする場合は、認証有効期間が満了する3ヶ月前までに申請
第10条	認証の有効期間	認証の有効期間は3年間とする。
第11条	認証事項の変更の申請	認証営業者がHACCPプランに関する基準を変更する場合は、あらかじめ知事に申請しなければならない。
第12条	認証事項の変更の届出	認証営業者が住所、氏名、施設の名称等を変更したときは、変更内容を確認できる書類に認証書を添えて知事に届出なければならない。
第13条	認証書の交付等	知事は、認証基準に適合すると認めるときは認証書を交付。認められないときは基準不適合通知書を通知する。
第14条	認証の廃止等	施設や事業の廃止したとき等は知事へ届出なければならない。
第15条	立入調査	年1回以上食品衛生監視員が施設に立ち入り衛生管理の履行状況を調査。
第16条	認証の取り消し	書類の記載内容に虚偽が判明した場合、立入調査の結果、不適合が判明し改善を求めても従わないとき等は、認証取消通知書を交付する。
第17条	認証営業者の公表	知事は、認証営業者の名称等を公表する。
第18条	認証マークの表示等	認証営業者は、認証マークを表示することができる。
第19条	その他	その他必要な事項は、別に定める。
附則	-	当要綱の施行日